

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023） 広報宣伝業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023。以下「えひめ大会」という。）は、参加される全ての方が健康長寿を実感でき、世代を超えたつながりが育まれ、愛媛県ならではの強みや特長を生かした、いつまでも記憶に残る大会を目指し、「ねんりんを重ねた愛顔 伊予に咲く」をテーマに、令和5年10月28日（土）から31日（火）までの4日間にわたり開催されるスポーツ・文化・健康・福祉等の総合的な全国イベントである。

大会の成功に向けては、えひめ大会に対する関心や認知度を高めることを目的に、広報キャラバン隊を組織し、県内各地におけるPR活動を通して、広く県民の参加を呼びかけ、開催機運の醸成を図ることや、令和4年11月に神奈川県で開催される「ねんりんピックかながわ2022」におけるPR活動を通して、選手として参加される全国の方々をはじめ、大会関係者のえひめ大会への期待感を高めることが必要である。

ついては、より効果的な広報活動を実施するため、同種の業務の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者に広報宣伝業務を委託することとし、公募型プロポーザルにより受託者を選定するものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

第35回全国健康福祉祭えひめ大会（ねんりんピック愛顔のえひめ2023）広報宣伝業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

4,087,545円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 業務内容

【資料2】仕様書による

(5) 成果物の納入

ア 事業活動報告書（任意様式） 紙媒体2部、電子データ1式

イ PR活動の様子がわかる写真データ等を収録したCD-R 1式

ウ 納入場所は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会事務局とする。

3 スケジュール

内容	期限等	対応様式
プロポーザル実施の公示	令和4年4月25日（月）	
参加意思表明書の提出	令和4年5月12日（木）17時	様式1、2号
実施要領等に関する質問の受付	令和4年5月12日（木）17時	様式6号

参加資格確認結果の通知	令和4年5月13日（金）以降	
参加が認められない理由の請求	令和4年5月19日（木）17時	
実施要領等に関する質問の回答	令和4年5月19日（木）17時	
企画提案書の提出	令和4年5月30日（月）17時	様式4、5号
審査委員会	令和4年6月中旬～下旬	
審査結果通知	令和4年6月下旬	
契約締結	令和4年6月下旬～7月上旬	

4 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体（JV）であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）単独企業

- ア 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- イ 令和2～4年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ウ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- キ 過去5年以内に公共団体のイベントの広報業務を実施した実績を有する者であること。

（2）共同企業体（JV）による参加

- ア 全ての構成員は、上記（1）ア～カに掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員のいずれかが、上記（1）キに掲げる要件を満たしていること。
- ウ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねている者でないこと。

5 参加意思表明書の提出、参加資格の確認

（1）参加意思表明書の提出

参加者は、プロポーザル参加資格確認申請書等の関係書類を提出期限までに、ねんりんピック愛媛のえひめ2023実行委員会事務局まで提出すること。

ア 提出書類

- （ア）【様式1号】プロポーザル参加意思表明書
- （イ）【様式2号】会社概要
- （ウ）共同企業体（JV）にあつては、共同企業体協定書の写し
- （エ）公共団体のイベントの広報業務を履行した実績を確認することができる書類（契約書の写しなど）

イ 提出期限

令和4年5月12日（木）17時まで（必着）

ウ 参加資格確認結果

令和4年5月13日（金）以降、書面により通知

エ 留意事項

（ア）提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すこととする。

（イ）提出期限までに提出しない者は、参加資格がないものとする。

（ウ）共同企業体（JV）での参加の場合は、構成員ごとに【様式1号】プロポーザル参加意思表明書及び【様式2号】会社概要を作成の上、共同企業体（JV）の名称、代表者及び構成員等を記載した共同企業体協定書とともに、それぞれ1部ずつ提出すること。

なお、その場合、【様式2号】会社概要の〈統括責任者及び業務担当者〉は、記載を統一して提出すること。

（エ）提出書類を郵送する場合は、記録が残る方法により、提出期限までに必着させること。

（2）参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うこととする。

また、都合により辞退する場合には、【様式3号】プロポーザル参加辞退届を提出すること。

（3）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限

令和4年5月19日（木）17時まで

（イ）提出場所

ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会事務局

イ ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会事務局は、説明を求めた者に対して、書面によりその理由を説明するものとする。

6 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類

ア 【様式4号】企画提案書提出届

【様式5号】本業務実施フロー

イ 企画提案書及び企画提案書概要

【資料3】企画提案書作成要領に基づき、作成すること。

ウ 見積書

本業務を実施するための費用とその積算内容を明らかにした見積書（ねんりんピッ

ク愛顔のえひめ2023実行委員会 会長 中村 時広(あて)に所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入、押印の上、提出すること。

なお、見積額が上記2(3)の委託料の上限額を上回った場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 提出期限

令和4年5月30日(月) 17時まで(必着)

(3) 提出部数

ア 【様式4号】企画提案書提出届 1部

イ 【様式5号】本業務実施フロー 15部

ウ 企画提案書 15部

(ア) 提案書のページが離散しないように綴じること。

(イ) 提案書のうち1部は複製用として、ホッチキスで綴じず、クリップ等で留めると。

エ 企画提案書概要(A4版1枚) 15部

オ 見積書 1部(一人あたりの人件費を明記すること。)

(4) 提出に係る留意事項

ア 提出できる企画提案書は、1案とする。

イ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

ウ 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 提出先

本要領12のとおり

7 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、【様式6号】質問票を5月12日(木) 17時までに電子メール又はFAXにて提出すること(必ず電話で到達を確認すること)。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

なお、質問に対する回答は、5月19日(木) 17時までに、全ての企画提案参加者に電子メールで回答する。

8 最優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法等

【資料4】審査要領に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査とする。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、プレゼンテーションを省略することがある。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和4年6月中旬～下旬を予定し、開始日時等は、参加者に別途連絡する。

イ 会場

参加者に別途連絡する。

ウ 持ち時間

1参加者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定する。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

また、最優秀提案者として選定された者の名称等は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023公式ホームページに掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記8により最優秀提案者として選定された者を業務委託候補者とし、その者と協議の上、最終的な仕様を確定し、契約を締結する。

その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更することや、委託業務の内容を追加、又は修正する場合がある。

(2) 次点の繰り上げ

上記8により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、業務委託候補者として、協議等を行った上で、契約を締結することとする。

10 失格事由

プロポーザル参加者が次のいずれかに該当した場合、失格となることがある。

- (1) 選定委員、実行委員会事務局職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合

11 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 選定された提案者の企画提案書に係る一切の著作権は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会に帰属し、無償で当実行委員会に譲渡するものとする。
- (4) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案内容に含まれる著作権、特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (6) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しないこととする。
- (7) 本プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

【郵送】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会事務局（ねんりんピック推進課内）

【持参】

〒790-0002 松山市二番町三丁目6-5 明治安田生命松山二番町ビル5階

ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会事務局（ねんりんピック推進課内）

TEL:089-961-1509 FAX:089-961-1145 E-mail:nenrincip@pref.ehime.lg.jp